

平成28年度 関西学生ヨット選手権大会

大会期日 : 平成28年9月21日(水)、22日(祝・木)、24日(土) 25日(日)
 開催地 : 兵庫県西宮市 新西宮ヨットハーバー (〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜 4-16-1)
 共同主催 : 関西学生ヨット連盟、兵庫県セーリング連盟
 後援 : 関西470協会、関西スナイプ協会
 協力 : 新西宮ヨットハーバー株式会社

帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本大会には、『セーリング競技規則』に定義された規則を適用する。
- 1.2 『関西学生ヨット連盟規約』、『470学連申し合わせ事項』、『スナイプ級学連申し合わせ事項』、『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』を適用する。
- 1.3 付則Dは適用しない。
- 1.4 規則40『個人用浮揚用具』を次のように変更する。
『水上にいる間、衣類又は個人用装備を一時的に替えたり整えたりする場合を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは、個人用浮揚用具ではない。この項は規則第4章前文を変更している。』
- 1.5 規則41に以下を追加する。
『(e) 自チーム内の口頭による情報交換』
- 1.6 規則60.1(b)に以下を追加する。
『ただし、団体戦に登録している艇は、自チームの他艇から受けた損傷又は傷害に基づいて救済要求を行うことはできない。』

2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下『指示』という)5.1、5.2、5.3、5.4の変更は、それが発効する前日の18:30まで、それ以外は当日の08:10までに掲示される。
- 3.2 指示5.7のブリーフィング開始時刻の変更は、9月22日(祝・木)は08:45、9月24日(土)と9月25日(日)は08:20までに掲示又は口頭で指示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部前に掲揚する。
- 4.2 音響信号1声とともに掲揚されるD旗は、『艇の出艇を許可する。予告信号はD旗掲揚後50分以降に発する。』ことを意味する。艇はこの信号が発せられるまで出艇してはならない。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみ適用する。
- 4.3 指示5.3に示されたその日の最初のレースの予告信号予定時刻の50分前までにD旗が掲揚されない場合、その日のレースは時間の定めなく延期されている。

5. レース日程

5.1 レース日程とレース数

予定されるレース日程とレース数は次のとおりとする。

| 日付 | 国際470級 | 国際スナイプ級 |
|------------|--------|---------|
| 9月22日(祝・木) | 4 | 4 |
| 9月24日(土) | 4 | 4 |
| 9月25日(日) | 3 | 3 |
| 合計レース数 | 11 | 11 |

- 5.2 9月22日(祝・木)、9月24日(土)は、5レースを行うことがある。
- 5.3 9月22日(祝・木)の最初のレースの予告信号の予定時刻は09:55、9月24日(土)と9月25日(日)の最初のレースの予告信号の予定時刻は09:30とする。
- 5.4 一つのレース又は一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分前に音響信号1声とともにレース委員会信号艇にオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.5 9月25日(日)は13:00より後に予告信号を発しない。
- 5.6 表彰式と閉会式は、9月25日(日)最終レース終了後に行う。
- 5.7 ブリーフィング
9月22日(祝・木)は08:45より、9月24日(土)と9月25日(日)は08:20より大会陸上本部にて、レース委員会・プロテスト委員会・選手・監督・コーチによるブリーフィングを行う。

6. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

| | | |
|-----|--------|---------|
| クラス | 国際470級 | 国際スナイプ級 |
| 旗 | 470旗 | スナイプ旗 |

7. レース・エリア

【添付図A】に、レース・エリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 【添付図B】の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含む帆走コースを示す。
- 8.2 国際470級、国際スナイプ級の帆走コースを示す文字は【添付図B】コース見取り図のとおりとする
- 8.3 予告信号以前に、レース委員会信号艇に帆走コースを示す文字、及び最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

- 9.1 マーク1、2、3S、3P、4S及び4Pはオレンジ色の三角錐ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端に位置するレース委員会艇とポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.4 指示11に規定する新しいマークは、黄色の円筒形ブイとする。
- 9.5 マークの数字は無視するものとする。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった「DNS」と記録される。これは規則A4を変更している。
- 10.3 規則30.3の『セール番号』を『識別番号』に置き換える。これは規則30.3を変更している。規則30.3に基づくレース委員会による掲示は、レース委員会信号艇のスターン掲示板に行われる。
- 10.4 予告信号が発せられてないクラスの艇は、他のクラスのレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。【添付図C】にスタート・エリアを示す。
- 10.5 準備信号として『U旗』が掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に艇体、乗員又は装備の一部でもスタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。(この場合「UFD」の略語を用いて記録される。)ただし、レースが再スタート、再レース又はスタート信号前に延期又は中止された場合には、失格とされない。この規則が適用される場合には規則29.1は適用されない。これは規則26及び規則29.1、規則A4、A5、A11を変更している。
- 10.6 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号艇 以外のレース委員会艇にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および規則29.2を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し又はフィニッシュ・ラインを移動し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

- 12.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。
- 12.2 レース委員会は、フィニッシュ記録作業を補佐するためにフィニッシュ・ラインの外側にレース委員会艇を配置することがある。

13. コースの短縮又は中止

レース委員会は規則32.1以外に、レースの公正性に影響を及ぼすと考えられる大きな風向の変化・風速低下が発生した場合、コース短縮または中止することができる。

この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議又は救済の要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

14. ペナルティー方式

- 14.1 規則42違反に対し、付則Pが適用される。ただし、規則P1文中の『セール番号』は、『セール番号又は識別番号』と置き換える。これは規則P1を変更している。

15. タイム・リミットと目標時間

15.1 タイム・リミットと目標時間は次のとおりとする。

| クラス | タイム・リミット | マーク1のタイム・リミット | 目標時間 |
|---------|----------|---------------|------|
| 国際470級 | 80分 | 25分 | 40分 |
| 国際スナイプ級 | 80分 | 25分 | 40分 |

- 15.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止する。この項は規則32.1を変更している。目標時間とおりにならなくても救済の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 15.3 規則30.3及び指示10.5に違反しないで、先頭艇が規則28.1に従いコースを帆走してタイム・リミット内にフィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』として記録される。この項は規則35及びA4、A5を変更している。

16. 抗議と救済要求

- 16.1 レース・エリアで関与したか又は目撃したインシデントに関して抗議しようとする艇は、そのレースをフィニッシュ後、可能な限り速やかにフィニッシュ・ライン付近に位置するB旗を掲げたレース委員会艇に、抗議の意思を口頭で伝えなければならない。これは規則61.1の追加項目である。
- 16.2 抗議書は陸上本部で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内に陸上本部に提出しなければならない。
- 16.3 抗議締切時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後60分とする。この時刻は公式掲示板に掲示する。
- 16.4 レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則61.1(b)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。
- 16.5 審問の場所及び時刻、抗議の当事者又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、抗議締切時刻後40分以内に通告を掲示する。
- 16.6 指示14.1に基づき規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、レース終了後掲示する。
- 16.7 審問の順序及び待機場所
- (1) 審問は基本的に受付順に行う。
 - (2) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。
- 16.8 指示4.2、10.4、18.1、18.2、19、20、21.2、21.3、23及び規則77、付則G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティー及びクラス規則違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 16.9 大会最終日での審問再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。この項は規則66を変更している。
- (1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された場合には、通告後20分以内。
- 16.10 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内に提出されなければならない。この項は、規則62.2を変更している。

17. 得点

- 17.1 大会が成立するためには、1レースを完了することを必要とする。
- 17.2 参加艇数が3艇に満たないチームは、クラス別順位の算出にあたり、艇数が3艇となるよう仮想の艇を想定する。その艇のレース得点は、『そのクラスに登録(受付)を済ませたチーム数×3+1点(略語はDNA)』とする。これは規則A4.2、A5、A11を変更している。
- 17.3 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム3艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。この項は規則A2を変更している。
- 17.4 総合得点は、両クラスに参加した大学の、両クラスの全ての得点の合計とし、より得点の低い大学を上位とする。
- 17.5 参加艇数は、そのクラスに登録(受付)を済ませたチーム数×3とする。
- 17.6 規則90.3(b)に規定された以下の規則に基づく失格(「DNE」、「DGM」)に対する得点は、17.5の参加艇数に5を加えた得点とする。これは規則A4.2を変更している。
- ・規則2
 - ・規則30.3の最後の文
 - ・規則P2.2又はP2.3を適用する場合の規則42
 - ・規則69.2(c)(2)
- 17.7 艇は、掲示されたレース又はシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして、訂正をレース委員会に要請することができる。
この場合、艇は陸上本部に用意されている『得点照会要請書』に所定の事項を記入しなければならない。

17.8 クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、規則A8の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。

17.9 総合の得点がタイとなった場合には、その大学は同位とし、その次の順位を欠位とする。

18. 安全規定

18.1 出艇申告と帰着申告

(1) 出艇申告

当日のレースに出走しようとする艇は、最初のレースのスタート予告信号の予定時刻の80分前から30分前までの間に、『出艇申告書』の出艇確認欄に出艇の有無を記入し、各大学代表者が、陸上本部に『出艇申告書』を提出した後に出艇しなければならない。

ただし、『出艇申告書』提出時点で出艇が未確定の艇が、実際に出艇する場合は、陸上本部に準備された『出艇・帰着確認書』の出艇確認欄にヘルムスマン自身がサインをした後に出艇しなければならない。

(2) 帰着申告

陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、陸上本部に準備された『出艇・帰着確認書』の帰着確認欄に、ヘルムスマン自身がサインをしなければならない。

締切時刻はその日の当該クラスの最終レース終了後45分とする。

レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。

(3) レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合は、陸上本部に設置された『出艇・帰着申告書』の出艇確認欄にヘルムスマン自身がサインした後に出艇しなければならない。

18.2 兵庫県立海洋体育館(芦屋マリンセンター)から出艇する艇の出艇申告及び帰着申告については、指示18.1(1)(2)を以下に変更する。

(1) 出艇申告

当日のレースに出走しようとする艇は、最初のレースのスタート予告信号の80分前から30分前までの間に、各大学代表者が出艇する旨を陸上本部に電話連絡をしなければならない。

レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合も、その都度速やかに陸上本部に電話連絡をした後に出艇しなければならない。

(2) 帰着申告

陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、ヘルムスマン自身が帰着した旨を陸上本部に電話連絡をしなければならない。

電話連絡の締切時間は18.1(2)の帰着申告の締切時刻と同じとする。

レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。

18.3 リタイアの報告

(1) リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、リタイアの意思を近くのレース委員会艇又はプロテスト委員会艇に伝えなければならない。これは規則42条違反によりリタイアする場合も同様とする。

(2) やむを得ない理由により、海上で報告できずに陸上に帰着する場合は、帰着後速やかに、陸上本部にその理由を伝えなければならない。

18.4 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。

また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則60.1(b)を変更している。

18.5 指示18.1及び18.2の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3点の得点を与える。ただし、当該種目参加艇数+1点を上回らない。これは規則63.1及びA4、A5を変更している。

なお引き続きレースが行われた場合には指示18.1(1)(3)及び18.2(1)の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示18.1(2)及び18.2(2)の手続きの誤りについてはその直前のレースに、それぞれペナルティーを課すものとする。

19. 乗員の交替

19.1 水上で乗員を交替する場合は、予告信号前にレース委員会信号艇に口頭で伝えなければならない。

陸上で乗員を変更する場合は、陸上本部にその旨を口頭で伝えた後に『乗員名簿・変更届』を出艇しなければならない。

19.2 すべてのチームは、その日の帰着後、18.1(2)の帰着申告締切時刻までに『乗員名簿・変更届』を陸上本部に提出しなければならない。

20. 装備の交換

20.1 損傷又は紛失した装備の交換は、レース委員会の事前の承諾なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会にその旨を報告し、承認を得た後に行わなければならない。

20.2 水上においてメインセールの交換が認められた場合、その日のその後のレースに限り、セールの識別番号の貼付けは免除される。ただし、その場合も、レース委員会がその艇に準備した識別番号以外の識別番号を貼付けていてはならない。これはレース公示6.3を変更している

- 20.3 国際470級のメインセール又はスピネーカーの水上での交換が認められた場合には、その日のその後のレースに限り、メインセールとスピネーカーのセール番号は一致していなくてもよい。
これは、レース公示6.3を変更している。
- 20.4 水上においてメインセールの交換が認められた場合、その日のその後のレースに限り、セールの識別番号の貼付けは免除される。ただし、その場合も、レース委員会がその艇に準備した識別番号以外の識別番号を貼付けていてはならない。

21. 装備と計測のチェック

- 21.1 艇又は装備は、クラス規則、レース公示及び帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。
- 21.2 水上で艇は、レース委員会により、検査のために直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。艇はこの指示に従わなければならない。
- 21.3 帰着後、陸上において指定された艇は、速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

22. 運営艇

- 22.1 レース委員会艇には、「白地に赤字でRC」と記載した識別旗を掲揚している。
- 22.2 プロテスト委員会艇には、「白地に赤字でJ」と記載した識別旗を掲揚している。

23. 支援艇・応援艇

- 23.1 支援艇・応援艇は、水上にいる間、大会本部で貸与する識別旗を目立つように掲揚しなければならない。識別旗は、支援艇は黄緑色旗、応援艇は緑色旗とする。
- 23.2 支援艇・応援艇は、艇、レース委員会艇及びプロテスト委員会艇を妨げてはならない。またレース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
- 23.3 支援艇・応援艇は、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするか若しくはリタイアするか、又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコール若しくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
またスタート・ラインの延長線上にはいなければならない。(【添付図D】参照のこと。)
- 23.4 支援艇・応援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。
- 23.5 支援艇・応援艇は、ハーバー内においては、引き波を立てないようデッドスローで航行しなければならない。
- 23.6 レース委員会艇に『数字旗8』が掲揚された場合、『支援艇・応援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、指示23.2、23.3、23.4は適用しない。
- 23.7 レース委員会又はプロテスト委員会は、支援艇・応援艇のレース公示の支援艇・応援艇条項及び指示23.1、23.2、23.3、23.4、23.5、23.6の違反を申し立てて、その支援艇・応援艇の関与する艇を抗議することができる。プロテスト委員会は、審問においてその支援艇・応援艇が違反したと判定した場合、その支援艇・応援艇の関与するチームの艇にペナルティーを課することができる。
これは規則64.1を変更している。
違反を申し立てられた支援艇・応援艇の代表者は、プロテスト委員会から要請された場合、この指示に基づく審問に出席しなければならない。

24. ごみの処分

- 24.1 ごみは支援艇・応援艇に渡してもよい。
- 24.2 支援艇・応援艇のない艇は、ごみをレース委員会艇又はプロテスト委員会艇に渡してもよい。

25. 賞

- 25.1 賞は次のように与える。

| クラス | 賞状 | 賞品 | 優勝杯(持ち回り) |
|---------|-------|-------|-----------|
| 国際470級 | 1位～3位 | 1位～3位 | 1位 |
| 国際スナイブ級 | 1位～3位 | 1位～3位 | 1位 |
| 総合 | 1位～3位 | 1位～3位 | 1位 |

- 25.2 種目別第1位～第3位のチームに、平成28年度第81回全日本学生ヨット選手権大会への出場権を与える。なお、辞退する大学があった場合は、順次繰り上げるものとする。

26. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。
主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物的損傷、又は人身傷害若しくは死亡によるいかなる責任も負わない。

【添付図A】 レース・エリア



【添付図B】 コース見取り図(トラペジッド・コース)

アウター・ループ

O2: Start-1-2-3S/3P-2-3P-Finish

O3: Start-1-2-3S/3P-2-3S/3P-2-3P-Finish

インナー・ループ

I2: Start-1-4S/4P-1-2-3P-Finish

I3: Start-1-4S/4P-1-4S/4P-1-2-3P-Finish



